

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和4年（2022年）10月24日（諮問第220号）

答申日：令和5年（2023年）10月31日（答申情第178号）

事案名：熊本高等技術専門校におけるじん肺法施行規則に基づく健康管理の実施状況報告等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、熊本高等技術専門校におけるじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）の規定に基づく健康管理の実施状況報告等について、令和4年（2022年）3月2日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問等に至る経過

- 1 令和4年（2022年）2月19日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、熊本県立熊本高等技術専門校（以下「専門校」という。）に関する次の資料について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
  - (1) 専門校で実施されている金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質である溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンに関し、労働安全衛生法（昭和47年法律57号。以下「安衛法」という。）上の特定化学物質のリスクアセスメントの調査を行って当該特定化学物質を取り扱う業務に従事する職員へ周知した資料（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第34条の2の8関連）
  - (2) 専門校について、平成29年1月1日以降のじん肺法（昭和35年法律第30号）第8条の定期健康診断の実施日が分かる資料
  - (3) 専門校について、じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第37条第1項に基づいて平成29年1月1日以降に熊本県人事委員会へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告〔様式第8号〕の表面
  - (4) 専門校について、じん肺法施行規則第37条第1項に基づいて平成29年1月1日以降にじん肺法の労働基準監督機関（熊本労働局）へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告〔様式第8号〕の表面
- 2 令和4年（2022年）3月2日、実施機関は、本件開示請求の対象文書のうち、1（2）の一部及び（4）の一部について、該当する文書の全部を開示する

決定を行った。また、同日、1（1）、（2）の一部、（3）及び（4）の一部について、該当する文書を作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 令和4年（2022年）6月3日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件処分を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 令和4年（2022年）10月24日、実施機関は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「当審議会」という。）に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人の審査請求の趣旨は、審査請求書によると、次のとおりである。

本件処分のうち、金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質である溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンに関し、安衛法上の特定化学物質のリスクアセスメントを行って当該特定化学物質を取り扱う業務に従事する職員へ周知した資料（以下「本件対象文書1」という。）並びにじん肺法施行規則第37条第1項に基づいて平成29年1月1日以降に熊本労働局へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告（平成29年度～平成31年度）（以下「本件対象文書2」という。）の不開示決定について取り消し、追加で対象文書を特定し、新たに行政文書を開示するとの裁決を求める。その余の事項については不服を申し立てない。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）本件対象文書1について

専門校は、安衛法第57条の3第1項及び安衛則第34条の2の7の規定に基づき、化学物質（溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガン）のリスクアセスメントを実施しなければならない。また、安衛則第34条の2の8第1項の規定に基づき、リスクアセスメント結果等について当該化学物質を取り扱う業務に従事する労働者に周知した資料があつてしかるべきである。

「作成または取得していないため」とする「行政文書を保有していない理由」は安衛法の規定に抵触し、不合理である。本件対象文書1を保有していないとすることは到底信じがたい説明である。

##### （2）本件対象文書2について

専門校は、じん肺法施行規則第37条第1項の規定に基づき、じん肺健康管理実施状況を都道府県労働局長に報告する義務がある。

令和4年3月2日付熊本県指令技専第3号では、令和3年3月2日及び令和4年2月25日に提出したとの応答を受けているが、じん肺法施行規則第37条第1項に係る報告義務は令和3年に新たに生じたものではなく、令和3年よりも前から労働基準監督署を経由して熊本労働局へ提出しなければならなかった。よって、本件対象文書2が不存在とすることは不合理であり、対象文書の特定が不十分である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

##### 1 弁明書の要旨

###### (1) 本件対象文書1について

溶接ヒュームは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛法施行令」という。）第18条第1項に規定する調査対象物に該当しない。このため、化学物質のリスクアセスメントを実施する必要はないものと思料する。

塩基性酸化マンガンは、安衛法施行令第18条第1項に規定する調査対象物である「マンガン（粉状に限る。）」に該当するが、本件開示請求のあった時点では、専門校において化学物質のリスクアセスメントを実施していなかったことにより本件対象文書1を作成しておらず、保有していなかったため、不存在による不開示決定を行った。

###### (2) 本件対象文書2について

専門校は、平成28年度から平成31年度までの間に、じん肺法施行規則第37条第1項の規定に基づくじん肺健康管理実施状況を、熊本労働基準監督署を経由し熊本労働局に報告していなかったことにより本件対象文書2を作成しておらず、保有していなかったため、不存在による不開示決定を行った。

##### 2 説明聴取の要旨

(1) 専門校は、安衛法上の事業者としてリスクアセスメントを実施する義務がある。溶接ヒュームは、安衛法施行令に定められたリスクアセスメントの対象物に該当しないが、塩基性酸化マンガンはリスクアセスメントの対象物に該当する。

(2) 専門校は、本件開示請求時点では認識が不足していたため塩基性酸化マンガンのリスクアセスメントを実施していなかった。ただし、溶接ヒューム

及び塩基性酸化マンガンは、安衛法施行令、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等の改正により、令和3年4月1日から特化則上の特定化学物質としての規制を受けることとなり、健康障害防止措置が義務付けられたため、令和4年3月以降、健康障害防止措置を実施している。なお、厚生労働省が示す「化学物質対策に関するQ&A（リスクアセスメント関係）」において、「特化則等に定める具体的な措置の実施状況を確認することによりリスクアセスメントを実施する方法がある」とされているため、塩基性酸化マンガンのリスクアセスメントは実施したものとみなしている。また、溶接ヒュームについては安衛法施行令に定められたリスクアセスメントの対象物に該当しないものの、健康障害防止措置の状況を確認することによりリスクアセスメントを実施したものとみなしている。

(3) 専門校は、本件開示請求時点では溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンに関するリスクアセスメントを実施していなかったため、その結果についての周知も実施していなかったが、令和5年3月以降、特化則に定められた健康障害防止措置の確認結果を、リスクアセスメントの結果として作業場所に掲示し周知している。掲示した書面には、安衛則第34条の2の8第1項に定める事項を記載している。

(4) 専門校は、安衛法第2条第3号に規定する事業者であり、自動車車体整備科、電気配管システム科及び総合建築科において、じん肺法施行規則第2条の規定で定める粉じん作業である「金属をアーク溶接する作業」や「金属を溶射する場所における作業」を行っているため、じん肺法上の事業者該当し、じん肺法第8条の規定により、常時粉じん作業に従事する労働者に対して、定期的にじん肺健康診断を実施する義務がある。

(5) 専門校は、従前からじん肺健康診断を毎年度実施しており、平成29年1月1日以降で実施していない年度はない。

(6) 専門校は、じん肺法上の事業者であるため、じん肺法施行規則第37条の規定に基づき、毎年12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況について、翌年2月末日までに労働基準監督署を経由して、所轄都道府県労働局長に報告する義務がある。

(7) 専門校は、令和2年度から令和4年度については、じん肺健康管理実施状況報告を作成し、熊本労働基準監督署長を経由して熊本労働局長に提出しているが、平成28年度から平成31年度については、じん肺健康管理実施状況報告の作成及び報告が必要との認識がなかったため、作成及び報告を行っていなかった。

## 第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

## 1 関係法令の適用について

### (1) 関係法令の規定

ア 事業者は、安衛則で定めるところにより、労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で、安衛法施行令で定める物及び通知対象物による危険性又は有毒性等を調査しなければならない。(安衛法第57条の3第1項)

イ マンガン及びその無機化合物は、労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で、安衛法施行令で定めるものに該当する。(安衛法施行令第18条)

ウ 安衛法第57条の3第1項に規定する危険性又は有害性等の調査であるリスクアセスメントは、次に掲げる時期に行うものとする。

①リスクアセスメント対象物を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。

②リスクアセスメント対象物を取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。

③①、②のほか、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。(安衛則第34条の2の7)

エ 事業者は、リスクアセスメントを行ったときは、その結果等についてリスクアセスメント対象物を取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。(安衛則第34条の2の8第1項)

オ 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者に対して、3年ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。(じん肺法第8条)

カ 事業者とは、安衛法第2条第3号に規定する事業者で、粉じん作業を行う事業に係るものをいう。(じん肺法第2条)

キ 金属をアーク溶接する作業、金属を溶射する場所における作業は、じん肺法第2条第1項第3号の粉じん作業に該当する。(じん肺法施行規則第2条)

ク 事業者は、毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに、様式第8号により当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。(じん肺法施行規則第37条第1項)

### (2) 専門校における関係法令の適用

実施機関によると、専門校は安衛法上の事業者であり、その訓練課程において溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンが発生する金属アーク溶接作業を行っているとのことであるため、リスクアセスメントの対象物である塩基性酸化マンガンについて、安衛則の規定により定められた時期に、安衛法の規定に基づくリスクアセスメントを実施する義務があったと認められる。

また、実施機関によると、平成29年1月1日以降、専門校は、じん肺法施行規則の規定で定める粉じん作業（金属をアーク溶接する作業や金属を溶射する場所における作業）を行っているとのことであるため、じん肺法が定める事業者該当し、じん肺法の規定に基づく定期的なじん肺健康診断を実施する義務があり、じん肺に関する健康管理の実施状況を、労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告する義務があったものと認められる。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 本件対象文書1について

実施機関によると、専門校は本件開示請求時点ではリスクアセスメントの実施義務を認識していなかったため、リスクアセスメントを実施していなかったとのことであった。

なお、専門校はその後令和4年3月以降、リスクアセスメントを実施しており、令和5年3月以降、その結果を労働者に周知するための書面を事業場に掲示しているとのことであった。また、リスクアセスメントは、厚生労働省が示す「化学物質対策に関するQ&A（リスクアセスメント関係）」の記載内容に基づき、特化則により義務付けられた健康障害防止措置の実施状況を確認することで実施しており、リスクアセスメントの対象物である塩化性酸化マンガンだけでなく、溶接ヒュームについても、特化則で定める特定化学物質であるため、健康障害防止措置（対象物質の濃度測定等）の実施状況を確認しているとのことであった。

そこで、専門校において溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンの濃度を測定した、溶接ヒュームのマンガン分析業務委託の実施に係る記録を確認したところ、令和3年11月25日に当該業務委託を実施することとしており、その後の契約締結から令和4年3月25日までを委託期間としていたことが確認された。これは、令和3年4月1日の特化則改正により、溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンが特定化学物質となったことに伴い、その濃度測定業務を令和3年度内に実施する必要性が生じたことを契機としたものであった。

また、事業場に掲示されている書面の内容を確認したところ、健康障害防止措置の実施状況を確認した時期の記載はなく、末尾に「令和5年（2023年）3月」との記載があった。これは、書面を掲示した時期と考えられる。

以上のとおり、実施機関の説明と、関係記録の内容に特段不整合な点は見受けられないことから、実施機関が本件開示請求時点で塩基性酸化マンガンのリスクアセスメントを実施していなかったという問題点はあるものの、本件開示請求時点ではリスクアセスメントの結果の労働者への周知を実施しておらず、本件対象文書1が不存在であるとする実施機関の説明には一応の合理性が認められる。

## (2) 本件対象文書2について

実施機関は、令和2年度から令和4年度についてはじん肺健康管理実施状況報告を作成し、熊本労働基準監督署長を經由して熊本労働局長に提出しているが、平成28年度から平成31年度については、じん肺健康管理実施状況報告の作成及び提出が必要との認識がなかったため、作成及び提出を行っておらず、本件対象文書2が不存在である旨説明している。

当審議会は、平成28年度から平成31年度に作成及び提出したじん肺健康管理実施状況報告が存在したことを示し得る文書の存在について、実施機関に確認を行った。

実施機関によると、専門校はじん肺法の規定に基づくじん肺健康診断の実施義務について従前から認識しており、平成29年1月1日以降、じん肺健康診断を実施していない年度はないとのことであった。一方、じん肺法施行規則に定めるじん肺健康管理実施状況報告については、令和2年度以降その義務について認識し、熊本労働基準監督署長を經由して熊本労働局に提出しているものの、平成29年1月1日以降の平成28年度から平成31年度については、作成及び提出が必要との認識がなかったため、作成及び提出を行っていなかったとのことであった。

なお、令和2年度にじん肺健康管理実施状況報告を提出するに至った契機を確認したところ、熊本県総括安全衛生管理者（総務部長）から高等技術専門校長宛て令和3年（2021年）2月26日付け総厚第517号「令和2年度（2020年度）じん肺健康診断の結果報告について（依頼）」の内容を専門校の担当者が確知し、報告するよう改めたとのことであった。また、平成31年度以前に同様の依頼文が来ていたかは不明であるが、同様の依頼文が来ていたとしても、通常、担当者がその内容を確認するのみであるため、専門校として報告すべきとの認識に至らず、じん肺健康管理実施状況報告を作成及び提出していなかったものと推測されるとのことであった。

このため、当審議会において、平成31年度の同様の依頼文の発出状況について確認したところ、熊本県総括安全衛生管理者（総務部長）から高等技術専門校長宛て令和2年（2020年）2月25日付け総厚第594号「令和元年度（2019年度）じん肺健康診断の結果報告について（依頼）」が発出されていたことが確認された。

専門校に熊本県総括安全衛生管理者（総務部長）から高等技術専門校長宛での依頼文が来ていたにもかかわらず、担当者がその内容を確認するのみであったため、専門校として報告すべきとの認識に至らず、じん肺健康管理実施状況報告を作成及び提出していなかったことについては、専門校における到達文書の確認が不十分であり、その事務処理が不適切だったのではないかという問題点はあるものの、本件開示請求時点で本件対象文書2が不存在であったという実施機関の説明は不合理ではない。

### (3) 小括

(1) 及び(2)の確認事実に加え、リスクアセスメントの結果の周知及びじん肺健康管理実施状況報告が関係法令上義務付けられていることに鑑みれば、専門校がこれらの義務を適正に遂行していたのに、あえて事実と異なる説明をすべき事情があるとも考え難い。

よって、本件対象文書1及び本件対象文書2が不存在であるとして行われた本件処分は妥当である。

## 3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和4年（2022年）10月24日	・ 諮問（第220号）
令和5年（2023年）7月19日	・ 審議
令和5年（2023年）8月23日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和5年（2023年）9月27日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓  
 委 員 朝田 とも子  
 委 員 甲斐 郁子  
 委 員 齊藤 信子  
 委 員 関 智弘